

家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる補助事業等について (平成13年度予算概算決定の概要)

農林水産省 生産局畜産部畜産企画課
畜産専門官 井戸将悟

農林水産省では、平成11年11月に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、国の管理基準に即し野積み・素掘りの解消を図るべく、引き続き地域の実態に応じた堆肥化施設等家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、できあがった堆きゅう肥の利用促進のための施設を計画的に整備することとしています。

食料・農業・農村基本法に基づく基本計画では、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等の施策を講じることとされており、この観点からも堆きゅう肥の効率的な流通・利用を促進することが重要な課題であります。

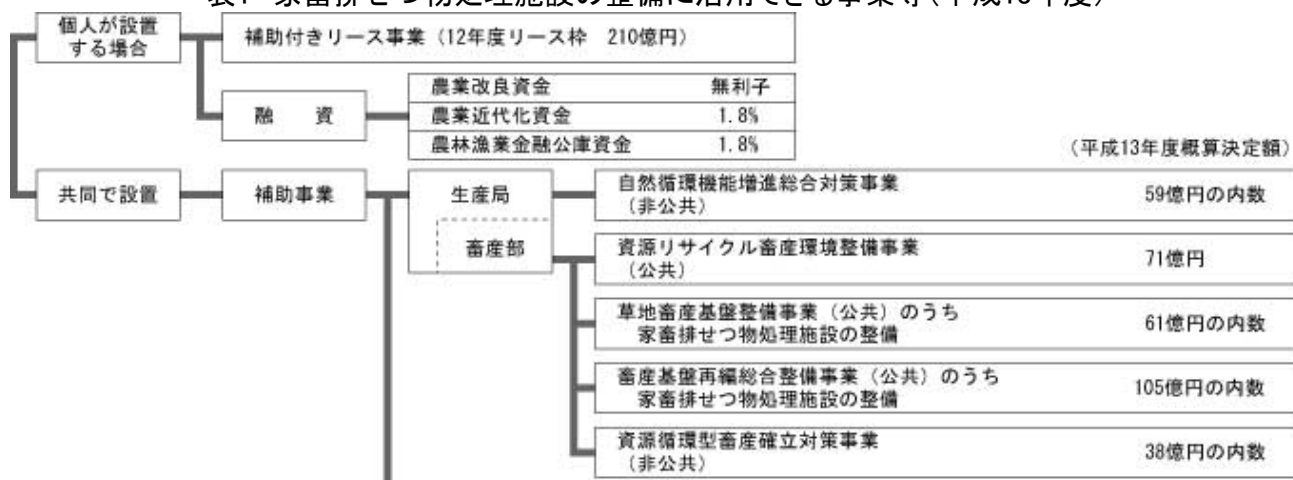
ご承知のとおり、平成13年1月から省庁再編により、農林水産省の内部機構も再編があり、従来の畜産局、農産園芸局と食品流通局の一部が統合され生産局となり旧畜産局は生産局畜産部として新たなスタートを切ったところであります。これにより、これまで以上に耕種経営と畜産経営の連携が進み、堆きゅう肥と稲わらの交換等堆きゅう肥の利用促進が図られることに期待がかかります。

平成13年度予算における、家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる国庫補助事業については、別表1のとおり、各局の事業が用意されております。

畜産部が所管する補助事業メニューとしては、(1)家畜飼養頭数に見合った家畜排せつ物処理利用施設や木材クズ等の敷料化施設等の機動的な整備、(2)堆きゅう肥の経営内利用、耕種農家との連携強化による地域内での有効利用と広域流通体制の整備、(3)効率的かつ低コストの家畜排せつ物処理技術の開発と普及、(4)環境保全に係る畜産経営への指導などの対策を基本として各種の支援施策を公共・非公共事業と一体的に実施しています。

なお、家畜排せつ物の処理に必要な機械施設の整備に対しては、国の補助事業以外にも農業改良資金や農林漁業金融公庫資金等の制度資金及び畜産環境整備機構のリース事業などの各種の助成措置があります。

表1 家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる事業等(平成13年度)



農村民振興局	新山村振興等農林漁業特別対策事業（非公共）のうち 地域資源循環活用施設の整備	182億円の内数
	農村民振興総合整備事業（公共）のうち 地域資源循環管理	123億円の内数
	農業集落排水事業（公共）のうち 汚泥の農地還元を目的とした施設整備	1,338億円の内数
	基盤整備促進事業（非公共）のうち 堆肥化のための基盤整備	345億円の内数
	農村民総合整備事業（公共）のうち 集落環境管理施設の整備	329億円の内数
	中山間地域総合整備事業（公共）のうち 農業集落環境管理施設の整備	688億円の内数
	畑地帯総合整備事業（公共）のうち 農業集落環境管理施設の整備	506億円の内数
経営局	経営構造対策事業（非公共）のうち 有機性廃棄物等のリサイクル施設の整備	213億円の内数

注1：農村民振興局、経営局関係施設については、土づくり等の目的のために、家畜排せつ物を併せて処理するものである。

注2：概算決定額は特別枠等の要望額を含む。

資源循環型畜産確立対策事業（非公共事業）

1. 資源循環型畜産確立対策事業 （平成13年度予算額 3,464百万円）

(1) 広域畜産リサイクルセンターの整備（補助率1/2）

家畜排せつ物の効率的な処理と堆きゅう肥の流通を促進するため、基幹堆肥化施設と事前に水分調整等を行う予備調整施設からなる広域畜産リサイクルセンターを整備します。

基幹堆肥化施設は、家畜排せつ物を広域的に収集し、効率的に堆肥化処理するものです。

予備調整施設は、基幹堆肥化施設における効率的な家畜排せつ物の処理利用、畜産経営体から基幹堆肥化施設への家畜排せつ物の運搬の合理化等を図るため、畜産経営体において家畜排せつ物の固液分離や予備乾燥等による水分調整等を行うための施設です。

予備調整施設は、基幹堆肥化施設の機能を補完する施設であるので、複数の施設を分散設置する場合には、基幹堆肥化施設からの距離、家畜排せつ物の移動量等を総合的に判断し、設置場所、設置数、施設規模等が全体として均衡がとれている必要があります。

また、広域畜産リサイクルセンターと一体的に管理・利用され、事業実施上不可欠な施設として活用が図られる場合にあつては、既存の家畜排せつ物処理利用機械施設の改良整備を行うことができます。

(2) 地域畜産環境の整備（補助率1/2, 1/3）

家畜排せつ物の適切な処理及び耕種経営との連携による堆きゅう肥利用を推進するための小規模な家畜排せつ物処理利用施設等を整備します。

なお、水質保全に係る規制の強化等に対応するため、特定の湖沼、内海等の閉鎖性水域や水道水源地域等環境規制の厳しい地域、水道水源の上流域に流入する区域、悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制がかかる地域、また、クリプトスポリジウム汚染河川等の流入域において事業を実施する場合は補助率を1/2に引き上げています。

(3) 地域資源有効利用施設の整備（補助率1/2）

有機性資源の循環利用を促進するため、畜産が核となって、生ゴミ、食品加工残さ等の地域有機性資源を受け入れ、家畜排せつ物との一体的に処理する施設の整備、林業との連携等による間伐材、木材くず等を利用した敷料化施設等の整備を行います。

(4) 低環境負荷型施設の整備対策（補助率1/2）

この事業の対象となる低環境負荷施設は、堆きゅう肥を敷料等として再利用する堆きゅう肥敷料（戻したい肥）利用施設、浄化処理水を畜舎洗浄水等として再利用する浄化処理水リサイクル利用施設、悪臭防止型家畜飼養管理施設等とする。

(ア) 堆きゅう肥敷料利用施設

家畜排せつ物を堆肥化する施設及び生産された堆きゅう肥を畜舎における敷料等として利用するために必要な施設機械の整備と必要な場合には、併せて尿処理施設を整備します。

(イ) 浄化処理水リサイクル利用施設

浄化処理施設の新設又は既存の浄化処理施設と一体的に整備する浄化処理水を再利用するために必要な施設の整備と必要な場合には、併せて堆肥化施設を整備します。

(ウ) 悪臭防止型家畜飼養管理施設

悪臭の発生を抑制するシステム等を備えた実用化のためのモデル施設及び家畜排せつ物処理施設を整備します。

(5) エネルギー利用施設の整備(補助率1/2)

家畜排せつ物のエネルギー利用を推進するため、メタン発酵施設、燃焼熱利用施設、固形燃料化施設等の整備を行います。

(ア) メタン発酵施設

家畜排せつ物をメタン発酵装置により処理し、発生したメタン等を電力エネルギー等として利用するために必要な施設機械を整備します。また、必要な場合には、これら施設と併せて消化液等の処理・利用のための施設機械を一体的に整備します。

(イ) 燃焼熱利用施設

家畜排せつ物を燃焼又は炭化させ、発生した熱エネルギー等を発電、畜舎暖房等の利用するために必要な施設機械を整備します。

(ウ) 固形燃料化施設

家畜排せつ物を固形燃料化するために必要な施設機械を整備します。さらに必要な場合には、生産された固形燃料を利用するための施設機械を一体的に整備します。

(6) 大型たい肥バック方式堆きゅう肥供給施設の整備(補助率1/2)

平成13年度予算において、堆きゅう肥の広域的・機動的流通の対応強化のため大型たい肥バック方式によるたい肥供給施設を整備する予算を措置しました。具体的には、フレコンバック利用に係る堆きゅう肥の積み込み施設、運搬機械の整備、また、当該整備と併せて既存の家畜排せつ物処理利用施設機械の補改修が可能となっています。

2. 資源循環型畜産確立対策推進事業

(平成13年度予算額 353百万円)

家畜排せつ物処理施設を整備するとともに、畜産環境保全対策に積極的な取り組みを推進する「資源循環型畜産確立対策推進事業(ソフト事業)」も実施しています。

1. 家畜排せつ物の適正な管理を促進するための都道府県における家畜排せつ物処理施設の整備実態調査及び管理基準指導マニュアルの作成
2. 畜産農家に対する家畜排せつ物処理の指導・助言及び環境負荷物質検査
3. 畜産農家と耕種部門の連携を図るためのシンポジウムの開催及び堆きゅう肥・稲わら需給マップ・リストの作成、ホームページへの掲載
4. 家畜排せつ物と生ゴミ等地域資源の一体的な処理利用を推進するための調査検討及び事業計画の推進
5. 堆きゅう肥の成分分析及び品質表示の推進
6. 浄化処理、脱臭処理、良質堆肥化等に関する新しい技術を畜産経営で利用できるようにするため、都道府県の畜産試験場等においての実用化試験・実証展示等を実施します。

資源リサイクル畜産環境整備事業(公共事業)

(平成13年度予算額7,126百万円)

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即した家畜排せつ物処理施設の

整備、堆きゅう肥の還元用草地及び周辺環境の整備等の一層の促進による畜産環境問題の解決に加え、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源の堆肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源利用を推進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な対策を実施します。

平成13年度には、環境規制等の課されている地域において、補助率55%を適用できる地域を拡大することとしています。

(事業内容等)

- ・事業実施計画の策定(補助率1/2)・基盤整備(補助率1/2)
草地等、水質浄化林、浄化水路、畜産施設用地、道路、用排水施設、環境保全林等の造成整備・施設整備(補助率55%、1/2、1/3)
家畜排せつ物処理施設、地域有機質残さ飼料化施設、堆肥土壌等分析施設、水分調整資材収集製造施設等の整備
- ・土地利用円滑化(補助率1/2)
土地権利関係の調整、土地利用計画、交換分合等

家畜排せつ物の処理利用施設を個人で整備する場合の融資制度、リース事業

家畜排せつ物の処理利用施設を個人で整備する場合には、農業改良資金、農林漁業金融公庫資金、畜産環境整備機構による畜産環境整備リース事業があります。

1. 農業改良資金の生産環境改善資金

この資金は、家畜排せつ物を適正に処理するために必要な発酵処理施設、ロックウール脱臭施設、浄化処理施設等の設置に必要な資金を農業者又はその組織する団体に無利子で貸し付けるものです。

2. 農林漁業金融公庫資金の畜産経営環境調和推進資金

この資金は、堆肥舎等処理高度化施設の改良、造成又は取得、処理高度化施設の賃借料等の金額の一時払い、家畜排せつ物の処理、有効利用を行う法人に参加するための現物出資に必要な処理高度化施設等の取得に必要な資金を、畜産経営を営む個人又は法人等に低利で貸し付けるものです。

3. 畜産環境整備リース事業

この事業は、(財)畜産環境整備機構が、畜産農家等の希望する家畜排せつ物処理利用等に必要な機械・装置を購入し、当該農家等に一定期間貸付けた後、譲渡する事業です。平成10年度から家畜排せつ物処理施設の付加貸付料は農林漁業金融公庫資金の畜産経営環境調和推進資金と同じ金利を採用することとなっており、平成13年2月26日現在では、1.7%となっています。

また、環境規制の厳しい地域における素掘り貯溜、野積みを解消するために堆肥化施設、浄化処理施設等を畜産環境整備リース事業で整備する場合は、施設購入費の1/2を助成する事業(いわゆる1/2補助付きリース事業)を平成11年度から実施しています。

家畜排せつ物の処理については、過剰な投資にならないよう留意しつつ、経営形態や土地条件等に適した方法により行う必要があります。このため、なるべく低コストでたい肥舎等を整備できるよう、国としても、メーカー団体等の指導やたい肥舎の設計規準の緩和などを行っています。また、畜産農家がたい肥化施設等を新たに整備した場合の固定資産税の軽減等についても措置されているところです。

また、たい肥の処理・利用の促進に当たっては、農家だけでなく農協や市町村・県等、地域が一体となって取組みを行っていくことが重要と考えられますこのため、平成12年度においては、地方公共団体が畜産環境対策に要する経費について、特別交付税の算定の基礎として取り扱われることとされました。

今後とも、関係者が一丸となって畜産環境対策の推進にご尽力戴くことを期待しているところです。